

後期高齢者医療制度の 保険料率が変わります

【問合わせ】国保年金課 ☎84-0652

区分	変更前 (平成30・令和元年度)	変更後 (令和2～3年度)
所得割率	8.76%	9.64%
均等割額	45,379円	48,765円

1 保険料率が変わります
後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直されます。令和2～3年度の保険料率は、次のとおり変更となります。

後期高齢者医療制度の
保険料率、保険料軽減
制度が改定されます



2 保険料賦課限度額が変わります
令和2年度から、国の基準に合わせて現行の62万円から64万円に改定を行います。これにより所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られます。

3 所得の低い方に対する保険料軽減措置が変わります
① 均等割軽減措置の5割軽減と2割軽減の対象となる所得の上限が下がります。
② 軽減判定所得33万円以下の世帯については、法令の特例により本来の軽減割合（7割）から上乗せして軽減されていましたが、令和元年度から段階的に本来の割合（7割）に戻すよう、見直しを行っています。令和2年度についても、次のとおり変更となります。

均等割額の軽減措置 ※（ ）内は令和元年度の額

対象者の所得要件 (世帯主と世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)		均等割の軽減割合			
		本来の 割合	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
㊦33万円以下	① ㊦のうち、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で各種所得なし	7割	8.5割	7.75割	7割
			8割	7割	
㊧33万円 + 28.5万円(28万円) × 被保険者数 以下		5割	5割		
㊨33万円 + 52万円(51万円) × 被保険者数 以下		2割	2割		

後期高齢者医療制度の主な時効

種 類	消滅時効の期間	起算日
高額療養費 入院時食事療養費	2年間	診療月の翌月1日(診療月の翌月以後に支払ったときは、支払った日の翌日)
高額介護合算療養費		基準日の翌日
療養費(治療用補装具、保険証を持参せずに医療機関などにかかった時の医療費)		費用を支払った日の翌日
葬祭費		葬祭を行った日の翌日

※高額療養費及び高額介護合算療養費の申請が必要な方には、別途お知らせを送付しています。

次に該当する給付の時効は、2年間です。申請がお済みでない方は、国保年金課で手続きをしてください。

！
お忘れの申請は
ありませんか